

# 災害復旧に合わせた良質な公共建築物の提供

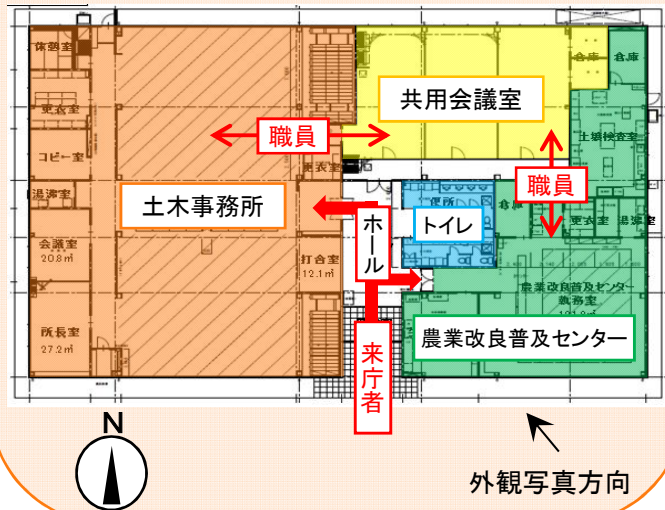
## — 常陸大宮土木事務所庁舎新築復旧工事（平成25年10月完成） —

東日本大震災により使用が困難となった庁舎の建て替えにあたり、①行政サービスの向上（複数行政機関の統合）、②防災拠点施設としての機能強化（太陽光発電・蓄電池設備の整備）、③県産木材の利用（内外装）の3点に配慮し、訪れた県民の方が利用しやすく、災害時には防災拠点として安心を提供できるような、良質の公共建築物としました。

### ① 行政サービスの向上 （複数行政機関の統合）

○常陸大宮土木事務所  
+ 常陸大宮地域農業改良普及センター  
による庁舎の共有化

・中央に共用スペース（ホール・トイレ）、西側に土木事務所、東側に農業改良普及センターを配置し、動線を簡潔にすることで、来庁者及び職員が利用しやすい施設としています。



【鉄骨造平屋・延べ床面積1,002.5㎡】

### ② 防災拠点施設としての機能強化 （太陽光発電・蓄電池設備の整備）

○太陽光発電電力量（1日当たり／年間）  
20kW（約54kWh／約20,000kWh）

※一般的な戸建住宅（パネル能力3～5kW）の4～7倍の能力です。

- ・非常時に最低限の電力を確保するとともに、平常時には発電した電力を自家消費し、電気代削減に寄与します。
- ・県施設における先導的な取組として、執務室にLED照明を採用しました。



### ③ 県産木材の利用（内外装）

○県産木材使用面積：734㎡

※一般的な建物の約1.5倍の木材を使用し、野球の内野（ダイヤモンド）分に相当

- ・内部壁面：執務室、所長室、会議室、ホール等
- ・内部天井：ホール及び土木執務室吹き抜け
- ・外部：軒天及び玄関壁面

（その他）ホールとトイレの木部に吸臭効果を有する柿渋を塗布するなど、自然素材の特性を生かした環境に優しい空間としています。

【参考】県産木材の利用促進については、茨城県県産木材利用促進条例（H26年4月施行）において、県の努力義務として定められています。



玄関（外壁面・軒天）



ホール（壁面・天井）



トイレ（壁面・天井）